

きょうだい児多子軽減届出書

届出先	横浜市	区長	届出日	年	月	日
-----	-----	----	-----	---	---	---

届出者（給付認定保護者）

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏名	※認定（変更）決定通知書に記載されている保護者名を記入してください。				
住所	〒	横浜市	区	連絡先	

次の施設・事業利用（予定）児童については、同一世帯に当該児童の他に、きょうだい児多子軽減の判定対象児童がいるため届け出ます。

なお、本届出書の記載内容について、区長が必要と認める場合は、関係機関に照会することについて、あらかじめ同意します。

1 多子軽減の適用を受けたい施設・事業利用児童（利用予定の児童を含む）について、下の欄に記入してください。

フリガナ			
児童氏名			
生年月日	年	月	日
利用施設・事業			

2 以下の該当する項目に☑を付けてください。

<ul style="list-style-type: none"> 横浜保育室 特別支援学校幼稚部 児童心理治療施設通所部 児童発達支援及び医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 企業主導型保育事業 のいずれかを利用しているきょうだいの有無	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる（1人） <input type="checkbox"/> いる（2人以上）
---	--

<注意事項>

(1) **次に該当する場合（のみ）届出書の提出が必要です。**

就学前のきょうだい全員が、横浜市が利用状況を管理している施設〔幼稚園、認定こども園、認可保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業〕以外の施設を利用している場合。

（ただし、多子軽減対象児童が下記に該当する場合は不要です。）

0～2歳児クラス：負担区分がA～D 4階層、E 0～5階層

3～5歳児クラス：幼稚園、認定こども園（教育利用）の場合：市民税額 77,100 円以下

認定こども園（保育利用）、認可保育所の場合：市民税額 57,700 円※以下

※ひとり親世帯等に限り 77,100 円以下

- (2) 届出の際には、在園証明書や施設利用契約書等、施設名や利用期間を証明できる書類を併せて提出してください。お手元に証明書類がない場合は、裏面の証明書様式により、その利用施設等から証明をもらってください。
- (3) 在園証明書等に記載のある就学前児童が、その施設等に在籍しなくなった場合には、速やかに区役所こども家庭支援課に連絡してください。
- (4) 生計が同一であることを確認する書類など他の書類の提出が必要な場合があります。

在籍等証明書

次の児童は、当園（校）に在籍 当施設に通所 していることを証明します。

年 月 日

施設・事業名 _____

代表者職・氏名 _____ 印

児童氏名		フリガナ	フリガナ
		-----	-----
生年月日		年 月 日	年 月 日
契 約 内 容	利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
	利用頻度	日/週	日/週
住所		区	
保護者氏名			

① この証明書は、上記児童と同じ世帯で認可保育所や地域型保育事業（小規模保育事業等）を利用する0～2歳児クラスの利用料の多子軽減及び幼稚園、認定こども園及び認可保育所を利用する3～5歳児クラス（幼稚園、認定こども園（教育利用）は満3歳から）の副食費の免除（第3子）を受けるために必要（*）のため、証明書発行につきご協力をお願いします。

* 施設・事業利用児童の就学前の兄又は姉が、特別支援学校幼稚部など（対象となる施設等は表面をご覧ください。）に通っている場合に、保護者からの届出に基づいて認可保育所や地域型保育事業（小規模保育事業等）を利用する0～2歳児クラスの利用料の軽減及び幼稚園、認定こども園及び認可保育所を利用する3～5歳児クラス（幼稚園、認定こども園（教育利用）は満3歳から）の副食費が免除（第3子）となります。

② 証明書記載内容について、区役所こども家庭支援課から照会する場合があります。